「高圧プロテクトプランS」に関する追加ご説明書

拝啓 この度は、当社の提供する電力供給サービス「高圧プロテクトプラン S」のご利用をご検討いただきまして、誠にありがとうございます。

高圧プロテクトプラン S をお申込みいただくお客さまには、高圧電力供給契約申込書及び申込書内の重要事項説明書(以下「申込書等」といいます。)に付随する別紙として、本書の内容をご査収いただきますようお願い申し上げます。本書は申込書等の一部をなすものであり、本書に記載の無い事項につきましては、申込書等に記載の内容を適用いたします。

また、本書は申込書等の控えとともに、大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 電気料金

- ・高圧プロテクトプラン S についてお支払いいただく電気料金は、申込書等に記載の基本料金、電力量料金、供給管理費、再生可能エネルギー発電促進賦課金、カーボンフリー促進費及び安定供給維持費(調整金の加減を含みます)並びに「2. 値引特約」に定める値引特約の適用に伴いご請求する値引管理費の合計額とします。
- ・値引管理費は〔使用電力量 \times 3.0 円/kWh \times (1+消費税率)〕の算定式によって求められる金額とします。
- ・燃料や電力の取引価格の変動により、電気料金の額は変動いたします。当該変動の額に上限はありません。

2. 值引特約

高圧プロテクトプラン S のお客さまの電気料金の支払いにつきましては、以下の内容の値引特約を適用するものとします。なお、以下において「年度」とは供給開始日またはその 1 年ごとの応当日から 1 年間を指し、「N 年度」とは供給開始日から 1 年間(初年度)を指すものとします。

料金の値引	一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末		
	日までの期間に係るエリアプライス(お客さまの供給地点が属する供給区域のもの)の平均		
	値(以下「JEPX エリアプライス平均値」といいます。)が、適用基準単価(※1)を上回った場		
	合に、後述の年間累計値引上限額の範囲において、後述の値引金額を電気料金から値引		
	くものとします。		
値引金額	値引金額は、〔使用電力量 × (JEPX エリアプライス平均値(※2)-算出基準単価(※		
	1))×(1+消費税率)〕の算定式によって求められる金額とします。なお、当該金額の算		
	出の結果生じた端数は、小数第1位以下を四捨五入するものとします。		
年間累計値	年間累計値引上限額は、後述の上限額適用区分に応じて、年度ごとに別途当社の電気		
引上限額	需給約款において定める金額とし、各 1 年間における値引金額の合計額はこれを上回らな		
	いものとします。なお、当社は、毎月1日時点において、年間累計値引上限額の見直しを行		
	い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その		
	内容を改定することができるものとします。但し、改定後の年間累計値引上限額は、お客さま		
	ごとに、当該改定の効力発生日以降に最初にその初日が到来する年度から適用するものと		
	します。つまり、各年度の値引金額には、その後の改定にかかわらず、当該年度の初日におい		
	て定められていた年間累計値引上限額を適用するものとします。		
上限額適用	上限額適用区分は、お客さまごとの年間使用電力量(※3)に応じて、別途当社の電気需		
区分	給約款において定めます。なお、当社は、毎月 1 日時点において、上限額適用区分の見直		
	しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知		
	し、その内容を改定することができるものとします。但し、改定後の上限額適用区分は、お客		

さまごとに、当該改定の効力発生日以降に最初にその初日が到来する年度から適用するものとします。 つまり、各年度の値引金額には、その後の改定にかかわらず、当該年度の初日において定められていた上限額適用区分を適用するものとします。

- ※1:適用基準単価及び算出基準単価は、別途当社の電気需給約款においてお客さまの供給区域ごとに定めるものとし、当社は、毎月 1 日時点において適用基準単価及び算出基準単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものとします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の適用基準単価及び算出基準単価により算定する値引金額の適用を開始します。
- ※2:N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用する値引金額は、N+1月の検針日の前日が属する月の1日から末日までの期間に係るJEPX エリアプライス平均値に基づき算定します。
- ※3:年間使用電力量として適用する値は、電力需給契約の申込時に電気料金明細等その他の過去の電気の使用実績がわかる資料または将来の電気の使用計画資料(いずれも当社が認める資料を指し、以下総称して「使用実績等資料」といいます。)をお客さまが当社に対して提出したか否か、及び、年度に応じて、以下表のとおりとします。但し、以下表に定める値が、その1年間のお客さまの年間使用電力量として予測される値と著しく乖離する相当の事由がある場合は、個別の事情に応じて、当社とお客さまの協議により年間使用電力量として適用する値を別途定めることができるものとします。

	N 年度(1 年目)	N+1年度(2年目)以降
使用実績等資料あり	使用実績等資料に基づき、お客さまの年間使用電	前年度におけるお客さまの
	力量として想定される値を当社が算出し、見積書に	年間使用電力量実績値
	てお客さまに提示した値	
使用実績等資料なし	〔供給開始日が属する月のお客さまの使用電力量実	
	績値×12〕の算定式によって求められる値	

3. 中途解約時の違約金

お客さまは、契約期間内に高圧プロテクトプラン S の電力需給契約が中途解約される場合は、中途解約の違約金として以下に定める金額を、当社の請求に従い当社に対して支払うものといたします。なお、供給開始月から解約日が属する月までの月数を「経過月数」、期間を「経過期間」といいます。

<経過月数が3ヶ月以上の場合>

更新月(供給開始月(※1)から起算して 12ヶ月目とその翌月を指す。)での解約の場合を除き、解約日が属する月を 1ヶ月目とし、お客さまの契約種別に応じた直近 3ヶ月分の基本料金の金額(※2)の合計額と、契約期間(電力需給契約の契約期間が更新された場合は直近の更新後の契約期間とします。)において値引特約を適用した値引金額の合計額を合算した額を支払うものとします。

〈経過月数が3ヶ月未満の場合〉

更新月(供給開始月(※1)から起算して 12ヶ月目とその翌月を指す。)での解約の場合を除き、〔経過期間における基本料金の金額(※2)の合計額+解約日が属する月における基本料金の金額(※2)×(3ヶ月 - 経過月数)〕の算式により算定される金額と、契約期間(電力需給契約の契約期間が更新された場合は直近の更新後の契約期間とします。)において値引特約を適用した値引金額の合計額を合算した額を支払うものとします。

- ※1:電力需給契約の契約期間が更新された場合は更新された月とします。
- ※2:実際の請求金額にかかわらず、日割計算や未使用時の半額規定等その他の割引条件を適用する前の金額により算出するものとします。

4. その他

前述の事項以外の契約条件については、高圧ダイレクトプランSと同一の内容を適用します。